

職員の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月25日

新潟県人事委員会

委員長 氏家 信彦

新潟県人事委員会規則第6-1954号

職員の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則

第1条 職員の旅費の支給に関する規則（規則第6-10号）の一部を次の表のよう

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、職員の旅費に関する条例（昭和30年条例第58号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の旅費の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p><u>(用語)</u></p> <p>第1条の2 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。</p> <p>(附属の島)</p> <p>第2条 条例<u>第2条第1号</u>に規定する「附属する島」とは、本州、北海道、四国及び九州に附属する島をいう。</p> <p><u>(条例第2条第7号に規定する人事委員会規則で定める者等)</u></p> <p>第2条の2 条例<u>第2条第7号</u>に規定する人事委員会規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) <u>旅行業法</u>（昭和27年法律第239号）第6条の<u>4第1項</u>に規定する旅行業者</p> <p>(2) <u>鉄道事業法</u>（昭和61年法律第92号）第13条第<u>1項</u>に規定する鉄道運送事業者及び軌道法（大正10年法律第76号）第4条に規定する軌道経営者</p> <p>(3) <u>海上運送法</u>（昭和24年法律第187号）第23条の<u>3第2項</u>に規定する船舶運航事業者</p> <p>(4) <u>航空法</u>（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業を経営する者</p> <p>(5) <u>道路運送法</u>（昭和26年法律第183号）第9条第7項第3号に規定する一般旅客自動車運送事業者</p> <p>(6) <u>旅館業法</u>（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業を営む者</p> <p>(7) <u>貨物自動車運送事業法</u>（平成元年法律第83号）第7条第1項に規定する一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第55条第1項に規定する貨物利用運送事業者</p> <p>(8) 外国における前各号に掲げる者に相当するも</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、職員の旅費に関する条例（昭和30年条例第58号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の旅費の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(附属の島)</p> <p>第2条 条例<u>第2条第1項第1号</u>に規定する「附属する島」とは、本州、北海道、四国及び九州に附属する島をいう。</p>

の

(9) 割賦販売法（昭和36年法律第159号）第31条に規定する登録包括信用購入あつせん業者（県との契約によりカード等（同法第2条第3項第1号に規定するカード等をいう。次項において同じ。）を前各号に掲げる者が提供する役務その他の旅行に係る役務の対価の支払のみのために旅行者に提供する場合に限る。）

2 条例第2条第7号に規定する人事委員会規則で定めるものは、役務及びカード等とする。

（旅行命令等の変更を受けた場合等における旅費）

第3条 条例第3条第6項に規定する人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 条例第3条第2項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更した場合。

(2) 条例第3条第1項及び第2項（第1号及び第4号に係る部分に限る。）の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について条例第16条、第18条第1項及び第22条第2項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であつて、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

2 条例第3条第6項に規定する人事委員会規則で定めるものは、条例第25条第2項の規定により旅費を支給する場合を除くほか、次に掲げる金額とする。

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃及び他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）については、条例第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び条例

（旅行取消等の場合における旅費）

第3条 条例第3条第6項の規定により支給する旅費の額は、次の各号に規定する額による。

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、若しくはホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払戻手続きをとつたにもかかわらず払戻しを受けることができなかつた額又は鉄道、船舶、航空機その他の交通機関若しくはホテル、旅館その他の宿泊施設の利用の予約を取り消したことに伴い取消料、違約金等として支払った金額。ただし、その額は、その支給を受ける者が当該旅行について条例により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。

(2) 赴任に伴う住所又は居所の移転のため支払った金額で、当該旅行について条例により支給を受けることができた移転料の額の3分の1に相当する額の範囲内の額

(3) 外国への旅行に伴う外貨の買入又はこれに準ずる経費を支弁するため支払った金額（これらのうち、所要の払戻手続きをとることにより払戻が可能なものにあつては、当該払戻手続きをとつたにもかかわらず払戻を受けることができなかつた金額）で当該旅行について条例により支給を受けることができた額の範囲内の額

第6条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻手続をとつたにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとつたにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいづれか少ない額の合計額

- (2) 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手當に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手當に相当する部分を除く。）、渡航雜費及び旅行雜費については、当該各種目について条例第13条、第14条、第16条、第17条第1項、第18条第1項、第19条及び第20条並びに条例第6条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻手続をとつたにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとつたにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいづれか少ない額の合計額
- (3) 前2号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認めた額

(旅費額を喪失した場合における旅費)

第4条 条例第3条第7項に規定する人事委員会規則で定める事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 交通事故その他の条例第3条第7項に規定する者の責めに帰することができない事情
- (2) 前条第1項第2号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員又は家族の責めに帰することができない事情

2 条例第3条第7項に規定する人事委員会規則で定める金額は、次に掲げる金額とする。

- (1) 現に所持していた旅費額（交通手段を利用するための乗車券、乗船券、航空券等で当該旅行について購入したものを含む。次号において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額
- (2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免がれた旅費額を差し引いた額

(旅費喪失の場合における旅費)

第4条 条例第3条第7項の規定により支給する旅費の額は、次の各号に規定する額による。ただし、その額は現に喪失した旅費額を超えることができない。

- (1) 現に所持していた旅費額（輸送機関を利用するために乗車券、乗船券等の切符類で当該旅行について購入したもの（以下「切符類」という。）を含む。以下本条において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額
- (2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免がれた旅費額（切符類については、購入金額のうち未使用部分に相当する金額）を差し引いた額

(路程の計算)

第6条 削除

第6条 内国旅行の旅費の計算上必要な路程の計算は、次の区分に従い当該各号に掲げるものにより行うものとする。

(1) 鉄道 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条に規定する鉄道運送事業者の調に係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程

(2) 水路 海上運送法（昭和24年法律第187号）第3条第2項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）に基づいて旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者がそれぞれ国土交通省に提出した事業計画に記載されている航路の路程

(3) 陸路 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業を経営する者及び軌道法（大正10年法律第76号）第4条に規定する軌道経営者の運賃の算出の基礎となつた路程又は実測その他社会通念上妥当と認められる方法により計測した路程

2 前項の規定により路程を計算し難い場合には、同項の規定にかかわらず、地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者の証明により、路程を計算することができる。

3 外国旅行の旅費の計算上必要な路程の計算は、前項の規定の趣旨に準じて行うものとする。

（旅費の請求等）

第8条 条例第7条第1項に規定する請求書の種類は、次に掲げるものとする。

(1) 次号から第5号までに規定する旅費以外の旅費を請求する場合には、出張旅費精算請求書又は出張旅費概算請求書

(2) 条例第3条第1項に規定する赴任に係る旅費又は同条第2項第1号若しくは第4号若しくは第5項の規定により転居費、着後滞在費、家族移転費若しくはこれらに相当するものが含まれる旅費を請求する場合には、赴任旅費精算請求書又は赴任旅費概算請求書

(3) 条例第3条第2項（第1号及び第4号を除く。）に係る旅費を請求する場合には、死亡時旅費請求書

(4) 条例第3条第6項に係る旅費を請求する場合には、旅費損失請求書

(5) 条例第3条第7項に係る旅費を請求する場合には、旅費喪失請求書

(6) 条例第3条第8項に係る旅費に相当する金額

第8条 条例第14条第1項に規定する旅費請求書の種類、記載事項及び様式は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定めるところによる。

(1) 赴任に係る旅行以外の旅行の場合

ア 精算払又は概算払に係る旅費を請求する場合 別表第1の第1号様式による旅費（概算）請求書

イ 概算払に係る旅費を精算する場合 別表第1の第2号様式による旅費精算（請求）書

(2) 赴任に係る旅行の場合 別表第1の第3号様式による旅費請求書

- を請求する場合には、当該金額に係る旅費に応じた前各号に掲げる請求書
- 2 請求書が、総務事務システム（情報システム（ハードウエア、ソフトウエア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。）を利用して職員の人事、給与等に係る申請等の手続に関する事務の処理を行う仕組みであつて、人事委員会が定めるものをいう。）による電磁的方法をもって提出された場合にあつては、それぞれ前項に定める書類の提出があつたものとみなす。
- 3 条例第7条第1項に規定する添付資料は、別表第1のとおりとする。ただし、旅行役務提供者が旅費に相当する金額を請求する場合には、第6項に規定する請求書に相当するものをもつて、同表に規定する額を証明するに足る資料又はその支払を証明するに足る資料に代えることができる。
- 4 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情があることを要件として支給され、又は支給額が加算される旅費を請求する場合は、当該公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情について、請求書に記載しなければならない。ただし、前項に規定する添付資料において確認できる場合及び旅行命令権者が必要ないと認める場合は、この限りでない。
- 5 条例第7条第7項に規定する記載事項又は記録事項は、別表第2の左欄に掲げる請求書の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる事項及び別表第3の左欄に掲げる種目の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる事項とする。
- 6 旅行役務提供者が旅費に相当する金額を請求する場合において、別表第2中「請求者」とあるのは、「旅行者」と読み替えるものとする。この場合において、前項で定める記載事項又は記録事項に準ずる内容が記載され又は記録され、かつ、支払担当者等が認めた請求書に相当するもの（旅費に相当する金額を請求する者の名称又は氏名及び住所が記載されたものに限る。）をもつて、第1項第6号に掲げる請求書に代えることができる。
- 7 旅行命令権者及び支払担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者が請求書を提出した場合には、その請求内容が適切であるかを確認するものとする。
- 8 前項の場合において、請求書を提出した者が旅行役務提供者であるときは、旅行命令権者及び支
- 2 前項の旅費請求書又は旅費精算書が、総務事務システム（情報システム（ハードウエア、ソフトウエア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。）を利用して職員の人事、給与等に係る申請等の手続に関する事務の処理を行う仕組みであつて、人事委員会が定めるものをいう。）による電磁的方法をもって提出された場合にあつては、それぞれ前項に定める書類の提出があつたものとみなす。
- 3 条例第14条第7項に規定する添付資料は、別表第2に掲げる資料とする。
- 4 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情があることを要件として支給され、又は支給額が加算される旅費を請求する場合は、当該公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情について、第1項に規定する旅費請求書に記載しなければならない。ただし、前項に規定する添付資料において確認できる場合及び旅行命令権者が必要ないと認める場合は、この限りでない。
- 5 旅費の支払を受けた旅行者は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める領収書を旅行命令権者に提出しなければならない。
- (1) 赴任に係る旅費以外の旅費の支払を受けた場合 別表第1の第4号様式による旅費計算書（領収書）
 - (2) 赴任に係る旅費の支払を受けた場合 別表第1の第5号様式による旅費計算書（領収書）
- 6 前項の規定にかかわらず、口座振替の方法により旅費の支払を受けた場合は、同項の規定による領収書の提出を省略することができる。

払担当者等は、旅行者に対して必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

9 支払担当者等は、旅費を支給した又は旅費に相当する金額を支払った場合には、請求書に支給先又は支払先及び支給年月日又は支払年月日を記載又は記録するものとする。

(旅費の精算期間)

第9条 条例第7条第2項に規定する期間は、やむを得ない事情のため旅行命令権者の承認を得た場合を除くほか、旅行を完了した日の翌日から起算して7日とする。

2 条例第7条第3項に規定する期間は、精算による過払金の返納の通知の日から起算して10日とする。

(旅費の精算期間)

第9条 条例第14条第2項に規定する期間は、旅行の完了した日の翌日から起算して7日とする。

2 条例第14条第3項に規定する期間は、精算による過払金の返納の通知の日から10日とする。

(旅行雑費)

第9条の2 条例第19条第1項ただし書に規定する「人事委員会規則で定める時刻」のうち、出発に係る時刻は午前6時30分とし、帰着に係る時刻は午後9時とする。

2 条例第19条第1項第1号に規定する「人事委員会規則で定める県内の市町村の区域」は、別表第3の左欄に掲げる在勤地の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村の区域とする。

(鉄道賃に係る鉄道)

第10条 条例第9条第1項に規定する人事委員会規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの
- (2) 軌道法第1条第1項に規定する軌道に類するもの
- (3) 外国における前2号に掲げるものに相当するもの

第10条 条例第33条第1項第1号に規定する「人事委員会規則で定めるとき」は、利用する航空機の目的地までの予定所要時間（経由地がある場合は、経由地における到着予定時刻から出発予定時刻までの時間を除く。）が8時間を超える場合又は公務上の必要その他やむを得ない事情がある場合で、現に最下級の直近上位の級の運賃により当該航空機を利用するときとする。

(外国旅行移転料の水路加算)

第10条の2 条例第34条の2第1項第3号に規定する「人事委員会規則で定める場合」のうち、水路の場合は、移転に伴う家財の輸送の通常の経路に含まれる家財の積みおろし又は積込みに利用する港（以下この条において「利用する港」という。）が、次の表の左欄に掲げる地域に属する同表の中欄に掲げる港の場合とし、同号に規定する「人事委員会規則で定める額」は、それぞれ同表右欄に掲げる割合を定額（条例第34条の2第1項第3号

に規定する定額をいう。次条において同じ。)に乗じて得た額とする。

地域	港	割合
北アメリカ諸国 の東海岸	モントリオール、トロント、シカゴ、ニューヨーク、ボルチモア、ニューオリンズ及びヒューストン	100分の30
北アメリカ諸国 の西海岸	バンクーバー、シアトル、ポートランド、サンフランシスコ、ロサンゼルス及びホノルル	100分の45
メキシコ 及び中央 アメリカ 諸国	アカブルコ、サンホセ、ラ・リベルタッド、アマパラ、コリント、プンタレナス及びコロン	100分の20
カリブ海 諸国	ハバナ、ポルトープラシス及びサントドミニゴ	100分の45
南アメリカ 諸国	ラ・ゲイラ、ベレン、マナウス、レシフェ、リオデジャネイロ、サントス、リオ・グランデ、モンテビデオ、ブエノスアイレス、バルパライソ、マタラニ、カリヤオ、ガヤキル、ヴェナベンツラ、アスンシオン及びエンカルナシオン	100分の45
西アフリカ諸国	ダカール、モンロビア、アビジャン、ティマ、ラゴス、ドアラ、リープルビル及びマタディ	100分の20

2 前項の場合において、利用する港が2以上ある場合における前項の額は、これらの港における額のうちの、最高額の港の1に対する額とする。

(外国旅行移転料の陸路加算)

第10条の3 条例第34条の2第1項第3号に規定する「人事委員会規則で定める場合」のうち、陸路の場合は、移転に伴う家財の輸送の通常の経路に含まれる陸路が次の各号に掲げる距離の場合とし、同号に規定する「人事委員会規則で定める額」は、当該各号に規定する額とする。

- (1) 100キロメートル以上300キロメートル未満
定額に100分の15を乗じて得た額
- (2) 300キロメートル以上500キロメートル未満

定額に100分の20を乗じて得た額

- (3) 500キロメートル以上1,000キロメートル未満
定額に100分の25を乗じて得た額
(4) 1,000キロメートル以上2,000キロメートル未
満 定額に100分の30を乗じて得た額
(5) 2,000キロメートル以上 定額に100分の35を
乗じて得た額

(船賃に係る船舶)

第11条 条例第10条第1項に規定する人事委員会規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 海上運送法第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するもの
(2) 外国における前号に掲げるものに相当するもの

(航空賃に係る航空機)

第12条 条例第11条第1項に規定する人事委員会規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 航空法第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するもの
(2) 外国における前号に掲げるものに相当するもの

(特定航空移動等)

第13条 条例第11条第2項第1号に規定する人事委員会規則で定めるものは、一の旅行区間における飛行時間が8時間以上の移動とする。

(その他の交通費)

第14条 条例第12条第1項第3号に規定する人事委員会規則で定める費用は、1キロメートルにつき22円とする。

(外国旅行移転料を支給する場合の扶養親族居住地の特例)

第11条 条例第34条の2第3項に規定する「人事委員会規則で定める扶養親族の居住地」は、任命権者が人事委員会と協議して定める扶養親族の居住地とする。

(外国旅行雑費)

第11条の2 条例第36条に規定する「その他人事委員会規則で定めるもの」とは、外国への旅行に伴つて特に必要と認められる旅行用用品のレンタル料その他の経費で人事委員会が定めるものとする。

(外国旅行の途中における退職者等の旅費)

第12条 条例第39条第3項の規定により支給する旅費は、そのつど、条例第39条第1項及び第2項の規定の趣旨に従い、任命権者が人事委員会に協議して定める旅費とする。

(外国旅行指定都市の範囲)

第13条 条例別表第2の(1)の備考1に規定する指定都市は、シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド及びアビジャンの地域とする。

(外国旅行に係る地域の定義)

第14条 条例別表第2の(1)の備考1に規定する次の各号に掲げる地域として人事委員会規則で定める地域は、当該各号に定める地域とする。

- (1) 北米地域 北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域を除く。）、グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺

2 前項に掲げる費用の額は、全路程を通算して計算する。ただし、第25条の規定により前項に掲げる費用を区分して算定する場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(宿泊費基準額等)

第15条 条例第13条に規定する人事委員会規則で定める額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「省令」という。）別表第2第1号の表又は第2号の表の区分の欄に掲げる地域等の区分に応じてそれぞれこれらの表の職務の級が10級以下の者の欄に掲げる額とする。

の島しよ（西インド諸島及びマリアナ諸島（グアムを除く。）を除く。）

(2) 欧州地域 ヨーロッパ大陸（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ及びロシアを含み、トルコを除く。）、アイスランド、アイルランド、英國、マルタ及びキプロス並びにそれらの周辺の島しよ（アゾレス諸島、マディラ諸島及びカナリア諸島を含む。）

(3) 中近東地域 アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェート、ヨルダン、シリア、トルコ及びレバノン並びにそれらの周辺の島しよ

(4) アジア地域（本邦を除く。） アジア大陸（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ、ロシア及び前号に定める地域を除く。）、インドネシア、東ティモール、フィリピン及びボルネオ並びにそれらの周辺の島しよ

(5) 中南米地域 メキシコ以南の北アメリカ大陸、南アメリカ大陸、西インド諸島及びイースター並びにそれらの周辺の島しよ

(6) 大洋州地域 オーストラリア大陸及びニュージーランド並びにそれらの周辺の島しよ並びにポリネシア海域、ミクロネシア海域及びメラネシア海域にある島しよ（ハワイ諸島及びグアムを除く。）

(7) アフリカ地域 アフリカ大陸、マダガスカル、マスカレーニュ諸島及びセーシェル諸島並びにそれらの周辺の島しよ（アゾレス諸島、マディラ諸島及びカナリア諸島を除く。）

(8) 南極地域 南極大陸及び周辺の島しよ

(外国旅行甲地方の範囲)

第15条 条例別表第2の(1)の備考1に規定する甲地方は、前条第1号から第3号までに定める地域のうち第13条の地域以外の地域で、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、スロバキア、ス

ロベニア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、セルビア・モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びロシアを除いた地域とする。

2 条例第13条に規定する人事委員会規則で定める場合は、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であつて、旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

- (1) 会議等において主催者から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。
- (2) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。
- (3) 会議等に出席するため知事又は副知事の外国旅行に同行する者が知事又は副知事と同一の宿泊施設に宿泊しなければ公務の運営上支障を来すとき。
- (4) 為替相場の変動その他旅行命令等を発した時には通常予見することのできない事情があったとき。
- (5) その他これに類すると認められる特別の事情があるとき。

(宿泊手当の定額等)

第16条 条例第15条に規定する人事委員会規則で定める一夜当たりの定額は、省令別表第3に掲げる額とする。

2 宿泊手当の額は、条例の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の2の額
- (2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の1の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、その移動の到着地に応じ、省令別表第3のとおりとする。ただし、条例の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合には、当該額の3分の1

(外国旅行丙地方の範囲)

第16条 条例別表第2の(1)の備考1に規定する丙地方は、第14条第4号、第5号、第7号及び第8号に定める地域のうち第13条の地域以外の地域で、インドシナ半島（シンガポール、タイ、ミャンマー及びマレーシアを含む。）、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ及び香港並びにそれらの周辺の島しょを除いた地域とする。

の額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合は、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

（転居費の算定方法等）

第17条 条例第16条に規定する人事委員会規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するとき限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、複数の運送業者に見積りをさせることが困難である場合等において、経済的かつ合理的なものを選択したと任命権者が認める場合には、当該方法による運送に要する額を転居費の額とすることができます。

(2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

2 前項の算定に当たつては、条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の県費による支給が適当でない費用として人事委員会が定めるものを除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

（渡航雑費の細則）

第18条 条例第19条に規定する人事委員会規則で定める費用は、次に掲げる費用（公務のため特に必要とするものに限る。）とする。

- (1) 保険料
- (2) 医薬品の購入に係る費用
- (3) 携行品の購入に係る費用
- (4) 健康診断その他の医療機関での受診に係る費用
- (5) 条例第19条に規定する費用に類する又は付随する費用
- (6) 前各号に掲げる費用のほか、旅行者の負担とすべきでないものとして人事委員会が定める費用

（施行細目）

第17条 この規則の施行に関し必要な事項は委員会が定める。

2 この規則により難い事情があると認められるとときは、委員会の承認を得て別段の定をすることができる。

(旅行雑費)

第19条 条例第20条に規定する人事委員会規則で定める種類の経費は次の各号に掲げる経費とし、同条に規定する人事委員会規則で定める額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 公務上の必要により、通信、連絡等に要した経費 1日につき300円
- (2) 生徒引率旅行等において、旅行中に公務上の必要により、施設、交通機関及び用具等を利用した場合に発生する経費 実費額

2 前項の規定にかかわらず、条例第15条に規定する宿泊手当が支給される場合は、前項第1号に係る経費は支給しない。ただし、任命権者が認める場合は、この限りでない。

(死亡手当の定額)

第20条 条例第21条の人事委員会規則で定める定額は、省令別表第5に掲げる額とする。

(退職者等の旅費の細則)

第21条 条例第22条第1項に規定する人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

- (1) 条例第3条第2項第1号の規定により旅費を支給する場合には、次に掲げる旅費
 - ア 職員が出張のための内国旅行中に退職等となつた場合には、出張の例に準じ、退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費
 - イ 職員が赴任のための内国旅行中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費
- (2) 本邦に出張のための外国旅行中の外国在勤の職員が条例第3条第2項第1号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、当該職員の本邦への出張における出張地を旧在勤地とみなして前号アの規定に準じた旅費のほか、次号ウ又はエ及び次項の規定に準じた旅費
- (3) 条例第3条第2項第4号の規定により旅費を支給する場合には、次に掲げる旅費
 - ア 外国在勤の職員がその在勤地において退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、旧在勤地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費（着後滞在費を除く。）
 - イ 本邦在勤の職員が出張のための外国旅行中に退職等となつた場合には、出張の例に準じ、出張地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費
 - ウ 外国在勤の職員が出張のための外国旅行中

に退職等となり、出張地から旧在勤地を経由しないで当該退職等に伴う旅行をした場合には、次に掲げる旅費

(ア) イの規定に準じた旅費

(イ) 家財又は家族を旧在勤地から本邦に移転する必要がある場合には、(ア)に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、旧在勤地から本邦内の地に旅行するものとして算定した転居費及び家族移転費

エ 外国在勤の職員が出張のための外国旅行中に退職等となり、出張地から旧在勤地を経由して当該退職等に伴う旅行をした場合には、次に掲げる旅費

(ア) 出張の例に準じ、出張地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

(イ) アの規定に準じた旅費

2 前項第3号の規定に該当する場合を除くほか、職員が外国旅行中において退職等となつた場合において条例第3条第2項第4号の規定により支給する旅費は、前項第3号の規定に準じて任命権者が人事委員会に協議して定めるものとする。

(遺族等の旅費の細則)

第22条 条例第23条に規定する人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

(1) 本邦在勤の職員が条例第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費

ア 職員が出張のための内国旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地（外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地）と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

イ 職員が赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、アに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

(2) 本邦に出張のための外国旅行中の外国在勤の職員が条例第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、第4号アの規定に準じた旅費

(3) 条例第3条第2項第3号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）

(4) 条例第3条第2項第5号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費

ア 出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅

費

イ 職員が赴任のための外国旅行中に死亡した場合には、アに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

(5) 条例第3条第2項第6号の規定により支給する旅費は、赴任の例に準じ、職員が居住地から帰住地（本邦内の地に限る。）に旅行するものとして算定した転居費及び家族移転費（着後滞在費に相当する部分を除く。）

(6) 条例第3条第2項第7号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、職員が居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

2 遺族が前項第1号から第5号までに規定する旅費の支給を受ける順位は、条例第2条第6号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

（給与の種類）

第23条 条例第27条第2項に規定する給与の種類は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。）及び市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年条例第61号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）に規定する給料、扶養手当、地域手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（一般職員給与条例第20条の3の規定による手当を含む。）、べき地手当（市町村立学校職員給与条例第30条の4の規定による手当を含む。）、時間外勤務手当、休日給、夜勤手当、宿直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当及び初任給調整手当又はこれらに相当する給与とする。

（本邦通過の場合の旅費）

第24条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、内国旅行の規定による。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃については、外国旅行の規定による。

2 前項本文の場合において、条例第18条第1項第1号の規定の適用については、本邦出発の場合はその外国への出発地を新居住地又は居住地みなす。

（年度経過等による区分）

第25条 移動中における年度の経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過等の後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以

後の分に区分して算定する。

(施行細目)

第26条 この規則の施行に関し必要な事項は委員会
が定める。

2 この規則によりがたい事情があると認められる
ときは、委員会の承認を得て別段の定めをするこ
とができる。

第2条 職員の旅費の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第8条関係）

区分	添付資料
(1) 鉄道賃	条例第9条第1項第1号に掲げる運賃（外国旅行の場合に限る。）
	条例第9条第1項第2号から第5号までに掲げる費用（外国旅行の場合に限る。）
	条例第9条第1項第6号に掲げる費用
(2) 船賃	条例第10条第1項第1号に掲げる運賃（外国旅行の場合に限る。）
	条例第10条第1項第2号及び第5号に掲げる費用
	条例第10条第1項第3号及び第4号に掲げる費用（外国旅行の場合に限る。）
(3) 航空賃	条例第11条第1項第1号に掲げる運賃
	条例第11条第1項第2号及び第3号に掲げる費用
(4) その他の交通費	条例第12条第1項第2号、第4号及び第5号に掲げる費用
(5) 宿泊費	その支払を証明するに足る資料 第15条第2項各号のいずれかに該当することを証明するに足る資料（条例第13条ただし書に該当する場合で、かつ支払担当者等が必要と認める場合に限る。以下この表において同じ。）
(6) 包括宿泊費	その支払を証明するに足る資料 その移動に係る交通費の内容を証明するに足る資料
(7) 転居費	その支払を証明するに足る資料 転居を証明する資料 同居する家族であることを証明する資料（家族の転居に要する費用を含む場合に限る。） 条例第18条第1項第2号ア又はイに規定する許可を証明するに足る資料（同号ア又はイに規定する場合に該当するときに限る。） 条例第18条第2項に規定する延長の許可を証明するに足る資料（同項に該当する場合に限る。）
(8) 着後滞在費（宿泊手當に相当する部分を除く。）	その支払を証明するに足る資料 第15条第2項各号のいずれかに該当することを証明するに足る資料
(9) 家族移転費（宿泊手當に相当する部分を除く。）	その支払を証明するに足る資料 移転を証明する資料 同居する家族であることを証明する資料 第15条第2項各号のいずれかに該当することを証明

	するに足る資料 条例第18条第1項第2号ア、イ、ウ又はエに規定する許可を証明するに足る資料（同号ア、イ、ウ又はエに規定する場合に該当するときに限る。）
(10) 渡航雑費	その支払を証明するに足る資料
(11) 旅行雑費（第19条第1項第2号に掲げる経費に限る。）	その支払を証明するに足る資料
(12) 条例第22条に規定する旅費	請求する種目に相当するものに応じた第1号から前号までに掲げる資料 退職等の事由を証明する資料 所定の期間内に帰住又は退職等に伴う旅行をしたことを証明するに足る資料 旅行中に又は外国の在勤地において退職等となつたことを証明する資料
(13) 死亡時旅費請求書により請求する旅費	請求する種目に相当するものに応じた第1号から第11号までに掲げる資料 職員、配偶者又は子の死亡及びその死亡地を証明する資料 帰住を証明する資料（遺族が帰住した場合に限る。） 遺族であることを証明する資料（請求者が遺族である場合に限る。）
(14) 旅費損失請求書により請求する旅費	損失となる金額又は支出を要する金額を証明するに足る資料 旅行命令等の変更、条例第3条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者の死亡又は第3条第1項各号に掲げる場合に該当することを証明する資料 同居する家族であることを証明する資料（転居費のうち家族の転居に要する費用又は家族移転費に相当するものを含む場合に限る。）
(15) 旅費喪失請求書により請求する旅費	天災又は第4条第1項各号に掲げる事情により旅費額を喪失したことを証明するに足る資料 喪失額を証明するに足る資料
(16) 条例第26条第1項に規定する旅費	請求する種目に相当するものに応じた第1号から第11号までに掲げる資料 条例第26条第1項の規定に該当することを証明するに足る資料
(17) 外国旅行の旅費	前各号に掲げるもののほか、毎日の行程、宿泊地名及び宿泊施設名、搭乗した列車、船舶又は航空機の路線名及びそれらの発着時刻等を記載した資料

別表第2（第8条関係）

区分	記載事項又は記録事項
出張旅費精算請求書又は出張旅費概算請求書	請求者の所属又は所属団体及び氏名 旅行日ごとに出発地、経路、到着地、宿泊地（宿泊した場合に限る。以下この表において同じ。）、種目及びその金額 請求年月日 概算額、精算額、追給額及び返納額（これらについては、概算払に係る旅費を請求する場合に限る。以下この表において同じ。）
赴任旅費精算請求書又は赴任旅費概算請求書	請求者の所属又は所属団体及び氏名 旅行日ごとに出発地、経路、到着地、宿泊地、種目及びその金額 請求年月日 概算額、精算額、追給額及び返納額
死亡時旅費請求書	請求者の住所、死亡者との続柄及び氏名並びに死亡者の所属及び氏名（これらについては、請求者が遺族である場合に限る。） 請求者の所属及び氏名並びに死亡者の請求者との続柄及び氏名（これらについては、請求者が職員である場合に限る。） 請求額 種目及びその金額 請求年月日
旅費損失請求書	請求者の所属及び氏名（これらについては、請求者が職員である場合に限る。） 請求者の住所、職員との続柄及び氏名（これらについては、請求者が遺族である場合に限る。） 請求者の所属団体及び氏名（これらについては、請求者が職員及び遺族以外である場合に限る。） 請求額 種目及びその金額 損失事由 請求年月日
旅費喪失請求書	請求者の所属又は所属団体及び氏名 請求額 喪失以後の旅行に必要な旅費額、喪失を免れた旅費額及び差引額 喪失以後の旅行に必要な旅費について、旅行日ごとに出発地、経路、到着地、宿泊地、種目及びその金額 喪失事由 請求年月日

備考

- 1 旅行日ごとに記載又は記録する事項は、請求の内容が同一である、又は複数の旅行日にわたる旅費である場合には、複数の旅行日をまとめて記載することができる。
- 2 概算払に係る旅費を精算する場合であつて、当該精算額が概算払に係る旅費額と同一であるときは、出張旅費精算請求書及び赴任旅費精算請求書のうち、出発地、経路、到着地、宿泊地、種目及びその金額の記載又は記録を省略することができる。
- 3 請求書は、備考欄を設け、旅費の計算上参考となる事項を記載又は記録することができる。

別表第3（第8条関係）

区分	記載事項又は記録事項
(1) 鉄道賃	条例第9条第1項第1号に掲げる運賃、同項第2号から第5号までに掲げる料金及び同項第6号に掲げる費用の各金額並びに合計金額
(2) 船賃	条例第10条第1項第1号に掲げる運賃、同項第2号から第4号までに掲げる料金及び同項第5号に掲げる費用の各金額並びに合計金額
(3) 航空賃	条例第11条第1項第1号に掲げる運賃、同項第2号に掲げる座席指定料金及び同項第3号に掲げる費用の各金額並びに合計金額
(4) その他の交通費	金額及び路程距離（条例第12条第1項第3号に掲げる移動を行った場合に限る。）
(5) 宿泊費	夜数及び金額
(6) 包括宿泊費	夜数及び金額
(7) 宿泊手当	夜数及び定額
(8) 転居費	金額
(9) 着後滞在費	宿泊費に係る夜数及び金額、宿泊手当に係る夜数及び定額並びにこれらの合計金額
(10) 家族移転費	第1号から第7号まで及び第9号の例に準じた記載事項又は記録事項、合計金額並びに旅行人員
(11) 渡航雑費	金額
(12) 旅行雑費	金額
(13) 死亡手当	定額

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 改正後の職員の旅費の支給に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（令和7年条例第30号。以下この項において「改正条例」という。）による改正後の職員の旅費に関する条例（昭和30年条例第58号。以下「新条例」という。）第2条第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正条例による改正前の職員の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が旧条例第3条第6項に規定する旅行命令等を発した旅行及び同条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が旧条例第3条第6項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新規則の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 新規則第20条から第22条までの規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 新規則第3条第2項及び第4条第2項の規定は、新条例第3条第6項及び第7項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。